

## 5 - 1 課税状況

### (1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		5,478	384,317,094
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		99	2,388,955
債 務 控 除 額		2,659	32,097,215
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		517	1,971,473
課 税 価 格		5,506	356,580,307
相 続 税 額	算 出 税 額	5,398	43,911,321
	2 割 加 算 額	336	309,469
	計	5,398	44,220,789
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	207	439,078
	配 偶 者	963	12,766,261
	未 成 年 者	52	14,111
	障 害 者	65	72,864
	相 次 相 続	207	454,199
	外 国 税 額	4	27,032
	計	1,420	13,773,545
差 引 税 額		4,670	30,447,244
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		36	103,929
小 計		4,666	30,343,315
納 税 猶 予 額		57	564,535
納 付 税 額		4,655	29,820,344
還 付 税 額		21	41,564
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		—	—
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,879	155,994,100

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 14 年 分	5,346	370,318,152	55,569,829	20,528,890	4,572	33,650,433	1,786
平成 15 年 分	5,685	402,180,713	56,437,902	16,817,067	4,854	37,742,852	1,920
平成 16 年 分	5,529	378,059,050	48,542,408	15,495,237	4,672	31,774,211	1,877
平成 17 年 分	5,619	371,551,158	46,805,816	14,271,618	4,791	31,507,665	1,917
平成 18 年 分	5,506	356,580,307	44,220,789	13,773,545	4,655	29,820,344	1,879

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
青森 森前	209	12,491,485	182	1,164,792	71
八戸 黒石	90	7,009,754	75	771,842	28
五所 川原	229	14,923,846	196	1,209,251	74
十和 田	11	743,523	9	52,329	4
むつ 川	32	2,295,030	26	186,938	12
つ 田	99	6,382,638	92	459,549	35
つ 田	19	1,095,532	17	81,537	6
青森県計	689	44,941,808	597	3,926,238	230
盛岡 岡	395	26,244,344	348	2,123,574	135
宮古 古	37	4,529,590	31	604,640	15
大船 渡	21	1,671,510	18	141,731	10
水沢 沢	90	5,808,477	80	409,607	36
花巻 巻	120	8,050,755	102	834,721	37
久慈 慈	27	2,239,294	25	161,504	10
一関 関	74	4,577,930	66	241,881	31
釜石 石	48	2,138,828	42	62,293	15
二戸 戸	32	1,557,287	28	87,851	10
岩手県計	844	56,818,015	740	4,667,801	299
仙台北 北	345	25,208,029	295	2,420,220	117
仙台中 中	271	15,233,559	232	1,184,018	85
仙台南 南	343	20,120,228	278	1,645,571	102
石巻 巻	118	7,263,652	93	640,391	38
塩釜 釜	127	6,775,477	104	393,419	40
古川 川	159	8,516,848	135	543,708	47
気仙沼 沼	54	3,522,304	46	248,189	21
大河 河	109	4,974,217	96	284,418	34
築館 館	37	1,797,334	31	65,748	13
佐沼 沼	21	1,067,823	16	28,026	8
宮城県計	1,584	94,479,471	1,326	7,453,708	505
秋田南 南	179	12,315,387	156	978,534	66
秋田北 北	83	4,904,495	77	287,128	32
能代 代	74	4,566,845	64	547,765	22
横手 手	33	2,157,925	26	138,543	12
大館 館	65	3,149,179	48	106,013	21
本荘 荘	44	3,794,216	37	406,056	20
湯沢 沢	28	1,546,489	24	85,162	10
大曲 曲	33	3,171,920	28	297,006	13
秋田県計	539	35,606,456	460	2,846,206	196
山形形 形	314	19,565,143	266	1,190,655	113
米沢 沢	82	5,095,761	65	291,375	28
鶴岡 岡	44	2,068,596	34	65,169	15
酒田 田	81	3,622,326	68	154,813	25
新庄 庄	13	771,405	10	18,527	6
寒河江 江	39	2,212,952	34	70,919	15
村山 山	50	3,474,529	36	169,464	19
長井 井	16	958,855	12	33,244	7
山形県計	639	37,769,567	525	1,994,166	228
福島島 島	299	16,278,920	243	1,004,497	102
会津若松 松	115	7,622,308	89	771,428	39
郡山 山	286	29,296,120	249	4,780,846	96
いわき き	264	18,099,118	227	1,554,232	95
白河 河	54	2,616,594	41	105,251	18
須賀川 川	42	2,774,395	35	188,026	14
喜多方 方	10	799,692	9	51,011	4
相馬 馬	98	6,327,710	81	302,337	36
二本松 松	31	2,205,285	22	94,654	13
田島 島	12	944,848	11	79,943	4
福島県計	1,211	86,964,990	1,007	8,932,225	421
総計	5,506	356,580,307	4,655	29,820,344	1,879

(注) この表は、〔(1)課税状況〕及び〔(4)申告及び処理の状況〕を税務署別に示したものである

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	5,506	354,812,548	4,658	29,630,447	1,872	
	修正申告による増差額	121	2,050,655	204	255,748	86	
	更正による増差額	—	—	—	—	—	
	更正等による減差額	48 △	537,068	65 △	151,610	30	
	決 定 額	1	254,172	1	85,759	1	
	計	実 5,506	356,580,307	実 4,655	29,820,344	実 1,879	
過 年 分	申 告 額	165	6,339,109	153	332,335	78	
	修正申告による増差額	1,380	19,572,123	1,902	3,448,183	775	
	更正による増差額	11	773,591	15	212,938	9	
	更正等による減差額	344 △	2,716,191	452 △	769,453	198	
	決 定 額	—	—	—	—	—	
	計	実 1,511	23,968,631	実 1,990	3,224,004	実 758	
合 計	申 告 額	5,671	361,151,657	4,811	29,962,782	1,950	
	修正申告による増差額	1,501	21,622,778	2,106	3,703,931	861	
	更正による増差額	11	773,591	15	212,938	9	
	更正等による減差額	392 △	3,253,259	517 △	921,063	228	
	決 定 額	1	254,172	1	85,759	1	
	計	実 7,017	380,548,938	実 6,645	33,044,348	実 2,637	

調査対象等： 「本年分」は、平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成17年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年11月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成16年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	68	9,405	48	45,539	6	15,019
過 年 分	1,296	232,825	133	33,114	95	226,516
合 計	1,364	242,230	181	78,652	101	241,534

## 5 - 2 課税価格階級別課税状況

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	401	33,602,525	730,425	107,794	486,895	973
1億円超	940	130,547,359	893,104	669,649	4,634,844	3,289
2 "	298	70,994,692	324,664	485,606	5,057,321	1,133
3 "	163	61,515,795	206,817	331,416	7,569,096	614
5 "	42	23,949,729	195,045	105,543	4,009,325	164
7 "	16	13,273,956	29,900	90,686	2,268,204	59
10 "	10	13,254,788	—	64,020	3,075,997	53
20 "	—	—	—	—	—	—
30 "	2	7,673,704	—	84,900	2,528,765	6
50 "	—	—	—	—	—	—
70 "	—	—	—	—	—	—
100 "	—	—	—	—	—	—
合計	1,872	354,812,548	2,379,955	1,939,615	29,630,447	6,291

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	10	73	125	122	71	—	—	—	—	—	—	—
1億円超	7	40	159	299	249	118	43	13	10	1	—	1
2 "	1	2	37	97	92	41	17	4	3	1	1	2
3 "	3	8	17	42	47	28	12	4	1	—	1	—
5 "	—	2	5	10	9	11	4	1	—	—	—	—
7 "	—	—	—	7	7	2	—	—	—	—	—	—
10 "	—	—	1	—	2	2	3	1	1	—	—	—
20 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30 "	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
50 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	21	125	344	579	477	202	79	23	15	2	2	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	658	14,792,216
	畑（「」）	737	15,841,512
	宅地（借地権を含む。）	1,763	139,114,712
	山林	596	3,041,370
	その他の土地	637	9,422,497
	計	1,785	182,212,307
家屋、構築物		1,718	21,269,620
事業（財産） 用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	317	780,314
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	88	193,381
	売掛金	76	608,099
	その他の財産	163	877,123
	計	415	2,458,916
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	466	17,580,751
	同上以外の株式及び出資	1,097	20,228,252
	公債及び社債	366	8,113,881
	投資・貸付信託受益証券	357	6,298,562
	計	1,358	52,221,446
現金、預貯金等		1,861	79,204,045
家庭用財産		1,371	975,074
その他の財産	生命保険金等	423	13,444,842
	退職金及び功労金等	180	6,982,323
	立木	269	314,490
	その他	1,608	23,285,942
	計	1,683	44,027,597
合計		1,869	382,369,004
相続時精算課税適用財産価額		77	2,379,955
債務		1,644	27,621,076
葬式費用		1,829	4,254,950
計		1,853	31,876,026
差引純資産価額		1,872	352,872,933
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		275	1,939,615
課税価格		1,872	354,812,548

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。